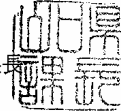




平 1 7 建 築 指 導 第 8 8 6 号
平成 1 8 年 (2006年) 3 月 6 日

関係団体各位

山口県土木建築部建築指導課長



岩国地域合併に伴う開発許可等の事務の取扱いについて

本県の土木建築行政の推進につきましては、平素から格別の御理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、御承知のとおり本年3月20日に新「岩国市」が誕生しますが、これに伴い、従来、県が許可等を行っていた玖珂郡の区域に係る「都市計画法に基づく開発許可に関する事務」及び「租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定に関する事務」については、下記のとおりとなりますのでお知らせします。

記

1 1ha未満のもの

	許可等の事務を行う者	
	合併前	合併後
合併前の岩国市の区域	岩国市	岩国市
合併前の玖珂郡 (和木町を除く)の区域	山口県	
玖珂郡和木町の区域	山口県	山口県

2 1ha以上のもの
引き続き山口県

○ ご不明な点は、県庁建築指導課又は岩国市開発指導課にお問い合わせください。

開発審査班
電話 083(933)3866
FAX 083(933)3869
担当 内 嶋